

発議案第1号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月3日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	木 下 映 実	⑩
賛成者	八千代市議会議員	林 隆 文	⑩
	同	末 永 隆	⑩
	同	西 村 幸 吉	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩
	同	三 田 登	⑩

## 提案理由

国に対し、脳しんとうを受傷した者がうつ状態に陥る等最悪な事態を避けるため、学校の教師等にポケットSCAT2の携帯を義務づけること等対策を求める。

これが、本案を提出する理由である。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは軽度の外傷性脳損傷であり、受傷後、記憶障害や錯乱等、治療を要する重篤な症状を引き起こす可能性がある。特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害等の症状を発症した場合、症状が消失するのに数カ月かかることもある。

このようなことから、スポーツによる脳しんとう評価ツールであるSCAT2やSCAT3において客観的な診断方法が確立され、既に、国際オリンピック委員会や国際サッカー連盟等で採用されている。さらに、ポケットSCAT2は、各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されているところである。

しかしながら、実際の教育現場や家庭においては、脳しんとうについて正確な認識と理解が進んでいるとは言い難い状況である。

教育現場や家庭において正確な認識と理解が不足していたゆえに、受傷者自身が再就学・再就職のタイミングを失し不安となり、うつ状態になった事例があることを踏まえ、本市議会は国に対し下記の事項について強く要望する。

記

1. 各学校の教師、保健師及びスポーツコーチ並びに救急救命士及び救急隊員に、ポケットSCAT2の携帯を義務づけること。あわせて、むち打ち型損傷、もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。
2. 脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT・MRIだけではなく神経学的検査の受診も義務づけるとともに、SCAT3（12歳以下の場合はチャイルドSCAT3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
3. 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応できる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発及び周知並びに予防をより一層図ること。

4. 保育園及び幼稚園並びに学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
総務大臣様  
文部科学大臣様  
厚生労働大臣様